

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー
電気の発電の促進に関する法に基づく基本計画

富士宮市
令和元年12月17日

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による朝霧地区の活性化に関する方針

本市北部に位置する朝霧地区は、昭和初期に開拓事業による酪農業が始まり、昭和後期の畜産基地整備事業を経て、今では県内随一の畜産地帯となった。特に、酪農業及び養鶏業(採卵)は全国に誇るものである。

しかし、近年は農業従事者の高齢化や後継者不足により、農家戸数は減少の一途をたどっている。また、飼料の高騰などの経済的負担や環境保全への対応に苦慮し、事業継続が難しくなっている。特に、畜産業において畜産ふん尿の処理は切っても切り離せないものである。草地型酪農が行われている朝霧地区は、飼育頭数に比べて、ふん尿を散布する草地面積が十分でなく、適正な処理をしなくては悪臭や水質汚染の原因となることから、その対応に多くの労力を割いており、経営の継続や、経営規模を拡大させるにはふん尿処理をどのように行うかが課題となっている。

以上のとおり、ふん尿処理については、今後の畜産経営を存続させる上での最大の要因と言っても過言ではない喫緊の課題であるが、一方で、畜産ふん尿は、バイオマス発電設備における有効な資源でもあり、再生可能エネルギーによる発電が見込まれるものである。このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に則り、同法第5条第1項に基づく再生可能エネルギー利用に関する基本計画を作成し、これに則した整備事業を推進するものである。

ただし、整備事業は、市の土地利用構想に合致した必要最小限のものとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を実施する地区

(1) 対象地区

朝霧地区(人穴区、麓区、富士丘区及び根原区)とする。

(2) 施設の場所等

施設所在地	地目		地積 (㎡)	備考
	登記簿	現況		
富士宮市根原	農地、山林、原野及び雑種地のいずれかとする。		15,000㎡	施設は、土地利用構想図における林業・森林保全地域又は農業地域内に設置すること。

※1 建設場所については、長瀬調整池を排水の流末とできる場所とする。

※2 地積については、発電設備の規模から想定できる必要最低限の規模とする。表中は必要規模から想定できるおおむねの地積

3 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
朝霧地区	家畜糞尿バイオマス発電	1,000kW以上	電気事業法第2条第1項第14号に該当する発電事業を行うこと。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する朝霧地区の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する朝霧地区の健全な発展に資する取組の内容	備考
朝霧地区	発電設備を整備する周辺地域における酪農業の健全な発展に資する取組について発電事業者の収入の一部をもって行う。	地域貢献の内容については、農業者及び地区との協議のうえ、その意向を反映するものとする。

5 自然環境の保全との調和その他の朝霧地区における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼすおそれがあることから、第2次富士宮市環境基本計画(平成28年3月策定)に基づき、自然改変を最小限にとどめるとともに、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。本市においては、日本を代表する富士山を背景に地域固有の美しい景観が長年にわたり形成されていることから、これらの日本の財産となる景観が損なわれることのないよう、水質汚濁防止法、悪臭防止法、都市計画法、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例、富士宮市富士山景観条例等自然環境に配慮した法律等に則り、富士山を中心とした環境や景観に調和した施設建設を行う。

(2) 投入する原料

バイオマス発電設備に投入する原料は、朝霧地区で発生した畜産における畜産ふん尿とする。ただし、メタンガス発酵を促す副資材については、必要最小限投入することができるものとする。

(3) 投入する原料の数量

バイオマス発電設備に投入する原料は、朝霧地区で発生する畜産ふん尿のうち余剰とされている乳牛2,000頭分相当以上とする。

(4) 消化液の取扱い

バイオマス発電設備から発生した消化液については適正に処理を行うとともに、自然環境と調和のとれた利用方法について検討する。

6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による朝霧地区の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能バイオマス発電設備(家畜の糞尿を利用したメタン発酵バイオガス発電)を導入し、畜産ふん尿を処理することにより、畜産農家の負担を軽減し、朝霧地区の畜産農家の減少を食い止め、持続可能な畜産業を目指すためFIT売電期間である20年間バイオマス発電設備を稼働する。

(2) 目標の達成状況についての評価

上記(1)の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画の実施状況(畜産農家の環境改善、費用負担状況、稼働状況及び地域への取組状況)を精査し、その進捗を確認することとする。

7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、施設の撤去や土地の原状回復を行うものとする。

8 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

本計画に基づく取組の促進及び関係住民等の理解の醸成を図るため、本市のホームページ等において会議録や根拠法令等を広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際は、その内容が本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みであること、持続可能な計画であること及び設備の撤去に係る方針を確認することとする。また、設備整備計画の認定に当たっては、本市の指定する条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市、再生可能エネルギー発電事業者、富士宮農業協同組合、富士開拓農業協同組合、その他関連団体等の関係者は、区域外の関係者と相互連携し、情報共有を行いながら、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

(4) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組もうとする者による設備整備の提案等、本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の情勢を考慮し、協議を行った上で見直しを行うこととする。